

正しく表示していますか？ 生鮮食品の表示

生鮮食品の表示方法は食品表示基準で定められています
誤った表示をすると、改善指示を受けたり公表される場合があります

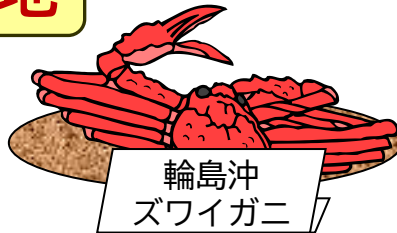
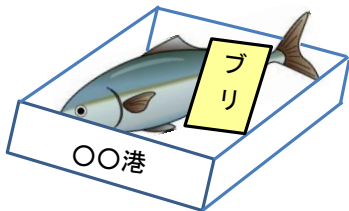
農産物の表示例

名称 + 原産地



水産物の表示例

名称 + 原産地



冷凍された水産物を解凍した場合には

解凍

養殖された水産物には

養殖

容器包装の見やすい箇所に表示、または
商品近くの見やすい場所に立札等を掲示して表示してください

⚠ 食品表示法に違反すると…

①違反業者は公表されます！

指示を受けた場合 **違反業者名等を公表**

②違反業者に罰則があります！

(個人) 100万円以下の罰金又は1年以下の懲役


(法人) 1億円以下の罰金


本県でも、異なる原産地を表示した事業者名を公表した事例があります


また、**原産地の偽装に関しては直罰規定があります**

(個人：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、法人：1億円以下の罰金に処せられることがあります)

原産地表示の方法

	国産品	輸入品
農産物 	都道府県名 (市町名、その他一般に知られている地名でも可) (例) 石川県産、金沢市産、能登産	原産国名 (一般に知られた地名でも可) (例) アメリカ産 カリフォルニア産
<備考> 原産地名の記載された出荷箱のまま販売されている場合は、名称、原産地名が消費者に見えるようになっていけばよい		

	国産品	輸入品
畜産物 	国産 (都道府県名、市町名、その他一般に知られている地名でも可) (例) 国産、石川県産	原産国名 (例) アメリカ産、カナダ産
※原産地は飼養期間が最も長いところ	<備考> 売場一括して「当店で販売されている豚肉は全て石川県産です」等と表示してもよい	

	国産品	輸入品
水産物 	生産した水域名 または 地域名 (養殖場のある都道府県名) (水域名の記載が困難ならば 水揚げした港名、または 港の属する都道府県名) (例) 輪島沖、金沢港産、石川県産	原産国名 (水域名の併記可) (例) ロシア産 (オホーツク海)
※原産地は生産したところ (水揚げした港、その港が属する都道府県名でも可)	<備考> 売場に設置されたホワイトボードに、名称、原産地をまとめて表示してもよい	

このチラシに関するお問い合わせは…

石川県農林水産部 ブランド戦略課 ☎ 076-225-1663